

吸收合併に係る事前開示書面（変更）

(会社法第 794 条第 1 項及び第 782 条第 1 項に基づく開示事項)

2025 年 1 月 14 日

サトーホールディングス株式会社

株式会社サトー

2025年1月14日

吸収合併に係る事前開示書面（変更）

（存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項）

（消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項）

東京都港区芝浦三丁目1番1号
サトーホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 グループCEO
小沼 宏行

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社サトー
代表取締役社長
笹原 美徳

サトーホールディングス株式会社（以下『存続会社』という。）及び株式会社サトー（以下『消滅会社』という。）は、2024年4月9日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下『本合併』という。）を行うことと致しました。また、2024年10月1日付けで、本合併契約に関する変更覚書を締結致しました。

記

1. 本合併契約の内容

本合併契約：

2024年5月14日付け存続会社開示の「吸収合併に係る事前開示書面」（以下、『事前開示書面』という。）をご参照ください。

本合併契約に関する変更覚書：

別紙1の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

「事前開示書面」より変更ございません。（完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。）

3. 合併対価について参考となるべき事項

前項の通り合併対価の交付は行わないため、該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権に関する事項

「事前開示書面」より変更ございません。(該当事項はありません。)

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類

存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。)

(2) 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類

「事前開示書面」より変更ございません。(なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。)

6. 本合併効力発生日以後における存続会社の債務の履行見込みに関する事項

「事前開示書面」より変更ございません。(なお、本合併効力発生日以後における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併効力発生日以後における存続会社の負担すべき債務について履行の見込があると判断致します。)

以上

別紙1：2024年10月1日付け本合併契約に関する変更覚書

合併契約書に関する変更覚書

サトーホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社サトー（以下「乙」という。）は、2024年4月9日に甲乙間で締結した合併契約書（以下「原契約」という。）に関して、以下の通り合意したので本覚書を締結する。

1. 甲及び乙は、原契約第4条2項ただし書きに基づき、乙の臨時株主総会における本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を行わないことに同意する。

2. 甲及び乙は、前条の同意に基づき原契約第10条を以下のように変更することに同意する。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

3. 本覚書の効力は、本覚書締結の日をもって発生するものとし、原契約が有効に存続する期間効力を有するものとする。

4. 本覚書に定めのない事項については、引き続き原契約の各条項が適用されるものとする。

5. 本覚書の各条項の解釈、又は本覚書に定めない事項について疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意をもって協議解決するものとする。

本覚書成立の証として本覚書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2024年10月1日

甲 : 東京都港区芝浦三丁目1番1号
サトーホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員グループCEO
小沼 宏行

乙 : 東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社サトー
代表取締役社長 笹原 美徳